

要介護認定を受けた人の障害者控除について

●健康福祉課 ☎64-7705 ●

要介護認定を受けている65歳以上の人で、次の要件を満たしている人に「障害者控除対象者認定書」を交付します。税申告の際に提出することで、障害者手帳等の交付を受けていなくても、税法上の障害者控除を受けられます。健康福祉課介護保険係までお問い合わせのうえ、窓口で申請してください。 ※認定の基準日は12月31日です。

【障害者】●主治医意見書等の「認知症高齢者の日常生活自立度」が「Ⅱ」の人

●主治医意見書等の「障害高齢者の日常生活自立度」が「A」の人

【特別障害者】●主治医意見書等の「認知症高齢者の日常生活自立度」が「Ⅲ」から「M」の人

●主治医意見書等の「障害高齢者の日常生活自立度」が「B」および「C」の人

持参するもの 印鑑、申請者の本人確認ができるもの（申請書は健康福祉課にあります）

障害年金や遺族年金から特別徴収で納入した社会保険料の支払証明書は窓口で発行します

●国民健康保険税 税務課 ☎64-7703 / 介護保険料 健康福祉課 ☎64-7705 / 後期高齢者医療保険料 住民課 ☎64-7702 ●

所得税の課税対象ではない障害年金や遺族年金を受給している人には、日本年金機構から源泉徴収票は送付されません。障害年金や遺族年金から差し引かれた、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明書については、各担当窓口で発行しますので、希望する場合はお申し出ください。

持参するもの 免許証などの本人確認ができるもの

※平成30年中に納付書または口座振替で納付していただいた、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明書（税金の申告用）は、1月下旬に「はがき」で郵送します。

伊勢崎税務署からの重要なお知らせ

配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

平成30年分の確定申告から次のとおり改正されます。

配偶者控除

申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除を受けられないこととなりました。

また、控除額について、改正前は一律38万円とされていましたが、改正後は、申告者本人の合計所得金額に応じ、①900万円以下の場合38万円(48万円)、②900万円超950万円以下の場合26万円(32万円)、③950万円超1,000万円以下の場合13万円(16万円)とされました(※)。

※()内の金額は、老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、12月31日現在の年齢が70歳以上の者をいいます)の場合となります。

配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、申告者本人の合計所得金額によっても控除額が異なることとなりました。詳細は、国税庁ホームページ「タックスアンサーNo.1195」をご覧ください。

なお、申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用はありません。

確定申告に便利なID・パスワードを取得しよう!

平成31年1月から、e-Tax利用手続が簡便化され、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、IDとパスワードを入力するだけでe-Taxで確定申告ができます。

ID・パスワードを使えば、マイナンバーカードやICカードリーダーライターをお持ちでなくても、ご自宅などからパソコンやスマートフォンで簡単にe-Taxで申告することができ大変便利です。(※1)

なお、ID・パスワードはお近くの税務署において5分程度で発行を受けられますので、是非取得してください。(※2)

※1 マイナンバーカードとICカードリーダーライターをお持ちの方は「マイナンバーカード方式」によるe-Taxがご利用いただけます。

※2 ID・パスワード取得の際は、運転免許証(写しでも可)などの本人確認書類をお持ちください。

問い合わせ先 伊勢崎税務署 ☎25-4045